

## 審査委員会細則

### (構成)

第1条 会則第20条第2項の規定に基づき、理事会は、申請のあった標準案を協議の対象とすることがどうかを議決し、「協議の対象とする」と議決した場合には、ただちに審査委員会(以下本委員会)を設置し諮問する。

- 2 設置にあたり会長は、本委員会委員長1名と副委員長若干名を推薦する。また、必要と認める場合は、オブザーバーを若干名推薦することができる。
- 3 本委員会の委員は、委員長、副委員長、理事から選ばれた委員の他、理事会が必要と認めた推薦者からなり、理事会で承認する。オブザーバー及び個人会員は、出席して意見を述べることができる。
- 4 本委員会の委員の任期は審議終了までとする。

### (目的)

第2条 本委員会は、標準規格として申請された標準化案を医療情報標準化推進協議会の医療情報標準化指針に適格であるかどうかの協議を行い、採択しようとする場合は、パブリックコメントとして意見を募り、指針としての決議を行い、その結果を理事会へ答申する。

### (開催)

第3条 委員長は、必要に応じて本委員会を招集し、定足数は委員の1/2以上(委任状を含む)とする。オブザーバーおよび個人会員は含まない。

### (委員長・議長および議決)

第4条 委員長が議長を兼ねるものとする。

- 2 本委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。オブザーバーおよび個人会員は含まない。

### (改廃)

第5条 本細則は、理事会の決議により改廃できる。

### 附則

本細則は2009年7月13日より実施する。